

成年後見のアカウンタビリティ**－米国等との対比を通して－**

○ 介護保険学び舎 越川文雄 (8427)

キーワード：マスメディアの役割、オンライン情報提供充実、高齢者公正調整会議

1. 研究目的

米国では1987年AP通信の「高齢者の後見人：病める制度」という報道を契機に後見制度改革の大きな流れが生まれた。米上院高齢化委員会は、1992年の円卓会議を皮切りに、後見改革に取り組み、2018年には、1年間の自ら実施した調査結果を踏まえ報告書を纏めた。11月にその公表とともに聴聞会を開き、委員長、副委員長が「後見アカウンタビリティ法案」を上院に提出した。アカウンタビリティという用語は、我が国では後見につき用いられる例は少なかったと思われる。同法の概要、アカウンタビリティとは何か、そこにおけるマスメディアの役割等を整理し、我が国の課題発掘に努めた。

2. 研究の視点および方法

同法案およびこれまでの上院高齢化委の活動実績を精査し、後見アカウンタビリティの意義及びその重要な役割を担うマスメディアの役割等につき考察を試みた。主に国内で入手しうる資料とインターネットで入手し得る海外情報、文献を用い、調査研究を行なった。

3. 倫理的配慮

本研究の実施、成果発表に当たっては「日本社会福祉学会研究倫理規程」を遵守すべく最大限の注意を行なう。

4. 研究結果**1 「後見アカウンタビリティ法案」(Guardianship Accountability Act) の概要**

(1) 同法案の狙いは、後見制度の評価、改革の前提となる、データベース整備と個々の後見人の説明責任向上策整備を狙いとしている。後者については、「guardian accountability」と表現している。

(2) 高齢者公正調整会議が、国立オンライン後見情報センターを設立することを規定した。その活動には、①後見人、被後見人、裁判所、州、地方自治体、地域組織に資する後見関係情報や調査研究結果の収集、公表②高齢者虐待防止・訴追法（2017年制定）の助成事業として開発されたモデル事業や優良実践事例の広報③各州の後見関係統計の集約、後見に関する州法及び「より制約の少ない後見代替」利用、「被後見人の権利回復」に関するデータベースの維持④後見に関する問題点を特定し、その対応につき州、連邦議会に対し毎年勧告、公表⑤後見人向けトレーニング資料の作成、配布等を含む。

なお、同会議は、連邦政府横断的な高齢者虐待対策調整機能を持ち、保健福祉長官を議長、司法長官、財務、消費者金融保護、証券取引、住宅都市開発等の長又は代理から成る。

(3) 高齢者公正法による連邦モデル事業補助金対象に、下記事業追加を規定した。

①データベース開発②裁判所ビジターの訓練③後見人前歴チェック用情報の州間共有

2 アカウンタビリティ

(1) 用語の意義

米国において 1960 年代に納税者に対する政府による公金の使用説明に関して生まれた考え方である。これに類似したものとして「responsibility」があるが、これは、これから起こる未来の事柄や決定に対する責任の所在であるのに対し、「accountability」は、既に起きた過去の決定や行為の結果に対する責任、またそれを説明する責任を意味し、説明責任とも云う。ただし、単なる説明ではなく、客観的な資料や情報を提示し、利害関係者が行為者の活動の是非や成否を評価し、判断を下せるようにすることが重要である。

(3) 連邦アカウンタビリティ局 (GAO)

連邦立法府の中立的な付属型最高検査機関であり、日本の会計検査院に相当する。議会が連邦政府の施策・活動に関する国民に対するアカウンタビリティを確保するための政治的中立の立場で調査活動を行なっている。後見改革については、上院高齢化委の指示を受け、調査活動を永年続けており、高齢者虐待対策を含め影響力ある報告書を作成している。

(4) マスメディアの役割

計量経済学の研究によると、プレスの自由度が大きいほど国の腐敗が少ないという。国のアカウンタビリティ確保の上で重要な役割を果たしている証左である。米の後見改革においては、問題提起、社会の受け取り方についてのフィードバックをするという役割を担い、アカウンタビリティ更には制度のガバナビリティ確保に大きく貢献している。

5. 考察

(1) 米国では、後見制度の改善と併せ後見人を含む代理人による弱者財産搾取に目が向けられ、各州の高齢者虐待防止部門である「成人保護サービス」(APS) の情報データベースの役割を果たす高齢者虐待データベース (NAMRI) を開発中である。日本でも市区町村虐待部門のデータベース（後見人による搾取を含め）整備が望まれる。併せ、これらデータベースをオンライン化し情報提供をする情報センター設立検討も望まれる。

(2) 最近、我が国マスメディアにおいても、利用者目線での論評、問題提起が行われるようになって来ており、こうした役割の幅を広げて行くことが期待される。なお、米国では、民間の AAPG、NASGA 等がインターネットで後見問題の情報を提供している。これらに相当する事例は日本では殆ど見られず、今後こうした民間活動の展開も期待したい。

(3) 米国では、後見人選任の審判は、公開が原則であり、これに関する優れた調査報道が多く行われている大きな要因ではないかと考えられる。英国では、非公開原則であるが、公認されたメディアが、権利として国民になり替わり「見張り」として審判の場に出席を許可するとしている。わが国ではこうした対応は困難と思われるが、せめて中立的な学術研究の対象とすることを可能とすることが出来ないであろうか？

(4) 後見に関する苦情申し立てのルール化、データ分析結果の公表等の検討をすべきだ。